

令和元年 8 月芸西村農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和元年 8 月 30 日(金曜日)午後 1 時 30 分～

2. 場 所 村民会館 2 階 研修室 1

3. 出席委員 15 名

1 番 吉永 義量	2 番 貞廣 誠也	3 番 石崎 久雄
4 番 川田 忠宏	5 番 関川 裕二	
7 番 清藤 紀嘉	8 番 高松 敏子	9 番 佐藤 幸男
10 番 松本 博典		
13 番 岡村 博	14 番 小松 典正	
16 番 池田 佳代	17 番 吉永 まり子	

4. 欠席委員 5 名

5. 事務局

事務局長	岡村 昭
書記	大西 章夫

6. 議 案

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について（受付番号 4 1～4 8）  
議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 1 件  
議案第 3 号 その他

(開会時刻午後 1 時 30 分)

議長 ただいまから 8 月定例会を開催します。本日の出席委員は 13 名であります。欠席者は 5 名です。出席委員 13 名であり、芸西村農業員会総会会議規則第 6 条の規定により総会の成立要件を満たしております。

本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は小松典正委員と池田佳代委員にお願いします。

議長 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（受付番号 4 1～4 8）議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。今月は 8 件の利用権設定の案件が出ています。

受付番号 4 1 番ですが、大字西分字菅本 甲 5692 番で地目は田、面積は 2,708 m<sup>2</sup>の内 1,700 m<sup>2</sup>、甲 5692 番で地目は田、面積は 2,708 m<sup>2</sup>の内 1,008 m<sup>2</sup>、甲 5694 番で地目は田、面積は 2,446 m<sup>2</sup>の内 800 m<sup>2</sup> です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は R1 年 8 月 1 日から R11 年 7 月 31 日までの 10 年です。作付けは甲 5692 番の 1,700 m<sup>2</sup>と甲 5694 番がピーマンで賃借料は 1 反当り 6 俵、甲 5692 番の 1,008 m<sup>2</sup>が水稻で賃借料は 1 反当り 2 俵です。場所については別紙図面①のとおりです。

受付番号 4 2 番ですが、大字和食字黒坪 甲 595 番 1 で地目は田、面積は 715 m<sup>2</sup> です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は R1 年 8 月 1 日から R11 年 7 月 31 日までの 10 年です。作付けはナスです。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面②のとおりです。

受付番号 4 3 番ですが、大字和食字黒坪 甲 593 番 1 で地目は田、面積は 663 m<sup>2</sup> です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は R1 年 8 月 1 日から R11 年 7 月 31 日までの 10 年です。作付けはナスです。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面③のとおりです。

受付番号 4 4 番ですが、大字和食字大熊 甲 5008 番で地目は田、面積は 3,630 m<sup>2</sup> です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は R1 年 8 月 1 日から R11 年 7 月 31 日までの 10 年です。作付けはナスです。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面④のとおりです。

受付番号 4 5 番ですが、大字和食字岡屋敷 甲 5170 番で地目は田、面積は 1,063 m<sup>2</sup>、甲 5171 番で地目は田、面積は 457 m<sup>2</sup>、甲 5172 番で地目は田、面積は 1,377 m<sup>2</sup> です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は R1

年9月1日からR3年8月31日までの2年です。作付けはナスです。賃借料は1反当り6俵です。場所については別紙図面⑤のとおりです。

受付番号46番ですが、大字和食字コウ田 甲 5027 番で地目は田、面積は284㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間はR1年8月1日からR11年7月31日までの10年です。作付けはナスです。賃借料は1反当り6俵です。場所については別紙図面⑥のとおりです。

受付番号47番ですが、大字和食字コウ田 甲 5025 番で地目は田、面積は1,624㎡、甲 5026 番で地目は田、面積は989㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間はR1年8月1日からR11年7月31日までの10年です。作付けはナスです。賃借料は1反当り6俵です。場所については別紙図面⑦のとおりです。

受付番号48番ですが、大字和食字黒坪 甲 591 番1で地目は田、面積は603㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間はR1年8月1日からR11年7月31日までの10年です。作付けはナスです。賃借料は1反当り6俵です。場所については別紙図面⑧のとおりです。

説明しました8件につきまして、経営農地の効率的利用、農作業常時従事など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。申し出のあった利用権設定8件について、いずれも適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長 いずれも適正である旨村長へ答申することにします。

議 長 続きまして第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第2号議案 農地法第5条の規程による許可申請について説明いたします。受付番号1 土地の所在は大字馬ノ上字茶畑 428 番3、地目は台帳 畑、現況

宅地で、転用面積は 206 m<sup>2</sup>です。譲渡人は〇〇 さん、譲受人は〇〇さんです。  
転用目的は、住宅を建設することです。  
昨日に会長、岡村博委員、石崎久雄委員、事務局にて現地確認を行いました。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問、意見等はないでしょうか。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については許可いたします。

議 長 続きまして第 3 号議案 その他について 委員、事務局より何かありませんか。

※農地パトロールの依頼について説明

※活動記録簿の書き方の説明と提出のお願いについて説明

※除外についての判断について説明

(閉会時刻午後 2 時 10 分)

議事録署名委員

小松 典正

---

議事録署名委員

池田 佳代

---